

寒河江市告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、次のとおり市道路線を変更し、同法第18条第1項の規定により路線の区域を決定し、及び同条第2項の規定により供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間寒河江市建設管理課において、一般の縦覧に供する。

令和8年6月17日

寒河江市長 齋藤真朗

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線番号	路線名	起 点 終 点	幅員 (m)	延長 (m)
20384	柴橋12号線	変更前 寒河江市大字柴橋字下鎌1045番12 寒河江市大字柴橋字下鎌1037番29	6.0	183.0
		変更後 寒河江市大字柴橋字下鎌1045番12 寒河江市大字柴橋字下鎌1049番1	6.0	273.9